



『技人国』の人材受入れの課題

朝日新聞社 高崎支局 記者
織田 一
oda-m1@asahi.com

技人国の現状

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職(平成24年)	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護(平成29年)	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能(令和元年)	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習(平成22年)	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」

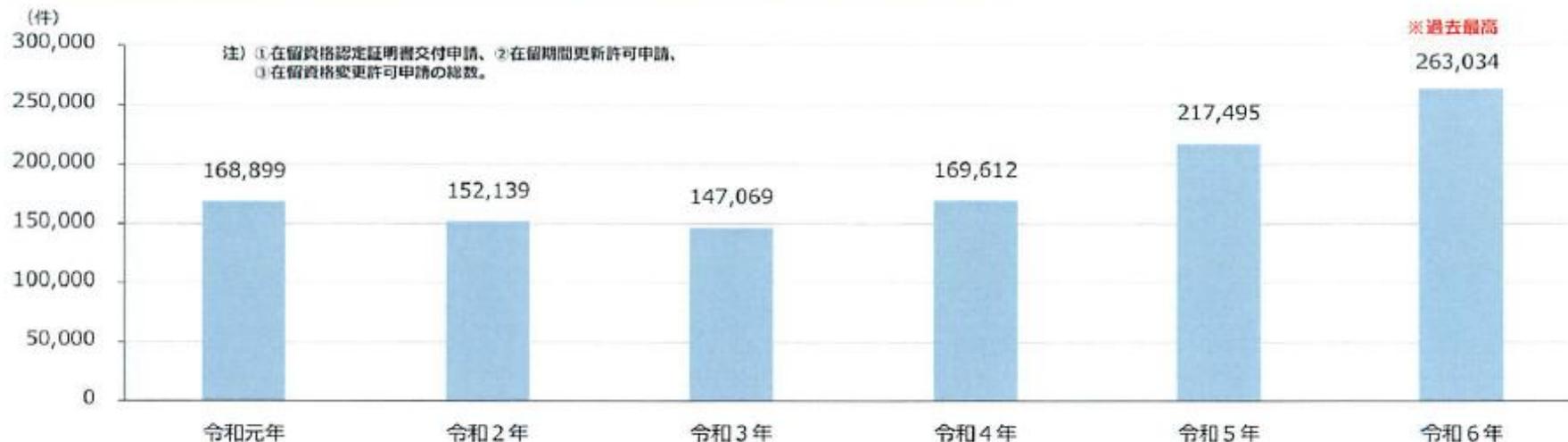
- 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（抄）別表第一の二

在留資格	本邦において行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

- 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）（抄）

活 動	基 準
法別表第一の二の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	<p>申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九十八条に規定する国際仲裁事件の手續等及び国際調停事件の手續についての代理に係る業務に従事しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>一 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。ただし、申請人が情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、この限りでない。</p> <p>イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。</p> <p>ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。</p> <p>二 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>三 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>

「技術・人文知識・国際業務」の在留諸申請（認定・更新・変更）の許可件数の推移



「技術・人文知識・国際業務」の国籍・地域別在留外国人数の推移



外国人材協定 第2次ブーム

多民社会
外国人材「争奪戦」



特別養護老人ホームで高齢者の食事介助するインド出身のカウンセラー・ランジュミさん（左）＝1月10日、茨城県筑西市、高橋慎子撮影

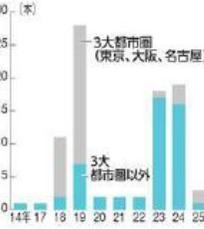
コロナ後の主役は地方 相手国も変化

コロナ禍が収まった後、日本に在留外国人が毎年1割のペースで増えている。主役は都市部ではない。「地方」だ。自治体の自治体アンゲートをしたところ、海外の自治体や大企業人材を供給し、もつ協定の締結が急増。人手不足で立ちゆかなくなつた地方が外国人材に頼ることも急増が明らかになった。

協定締結の地方の広がりを踏まえて、日本の総人口に占める外国人の割合は、2055年（推定）に1割になり、国の予測より大幅に前倒しになる可能性がある。

アンゲートは47都府県と20政令指定都市の計87自治体を対象に24年10月に実施し、補正取材をした。地方自治体が外国人材の有力な確保策として置けるのが、海外の政府、自治体や大学など結ぶ「国際交流協定（MOU）」だ。来日前途の日本語教育や生活支援などを受け入れ策として示し、人材を優先的に送り

外国人材の確保を目的とした海外自治体などとの国際交流協定(MOU)締結本数(計87本)
対象は47都府県と20政令指定都市、前掲予定を含む。朝日新聞調べ



出してもらった。87自治体のうち8自治体(41・8%)が、14年以降に計87本のMOUを締結(予定の1本を含む)。最多は横浜市(19本)、茨城県(10本)、千葉県(6本)、長崎県(5本)と続いた。

締結時期をみると、19年に第1次ブームがあり、計39本に上った。20～22年はコロナ禍の入り国制限で低迷した。経済活動が正常化して人手不足感が強まった23年以降は計40本に跳ね上がり、第2次ブームが到来して

(10本)、インド(7本)、ネパール(5本)と続いた。ただ、インドとネパールはすべて、第2次ブームの23年以降の締結だ。労働者の供給源が、東南アジアから、世界一の人口大国インドへとシフトが広がってきた。

外国人材と日本企業を結びつける「ジョブマッチング」は、47自治体(70・1%)が開催・開催予定。MOUなどで海外の機関と知り合ったことで、具体的な人材確保につながっていた。

出入国在留管理庁によると、24年末の在留外国人は約77万人で、23年末から約36万人増えた。増加率は10・5%で地方の伸びが顕著だ。厚生労働省の国立社会保険・人口問題研究所(社人研)は23年、「70年に日本の総人口は8億700万人まで減り、1割

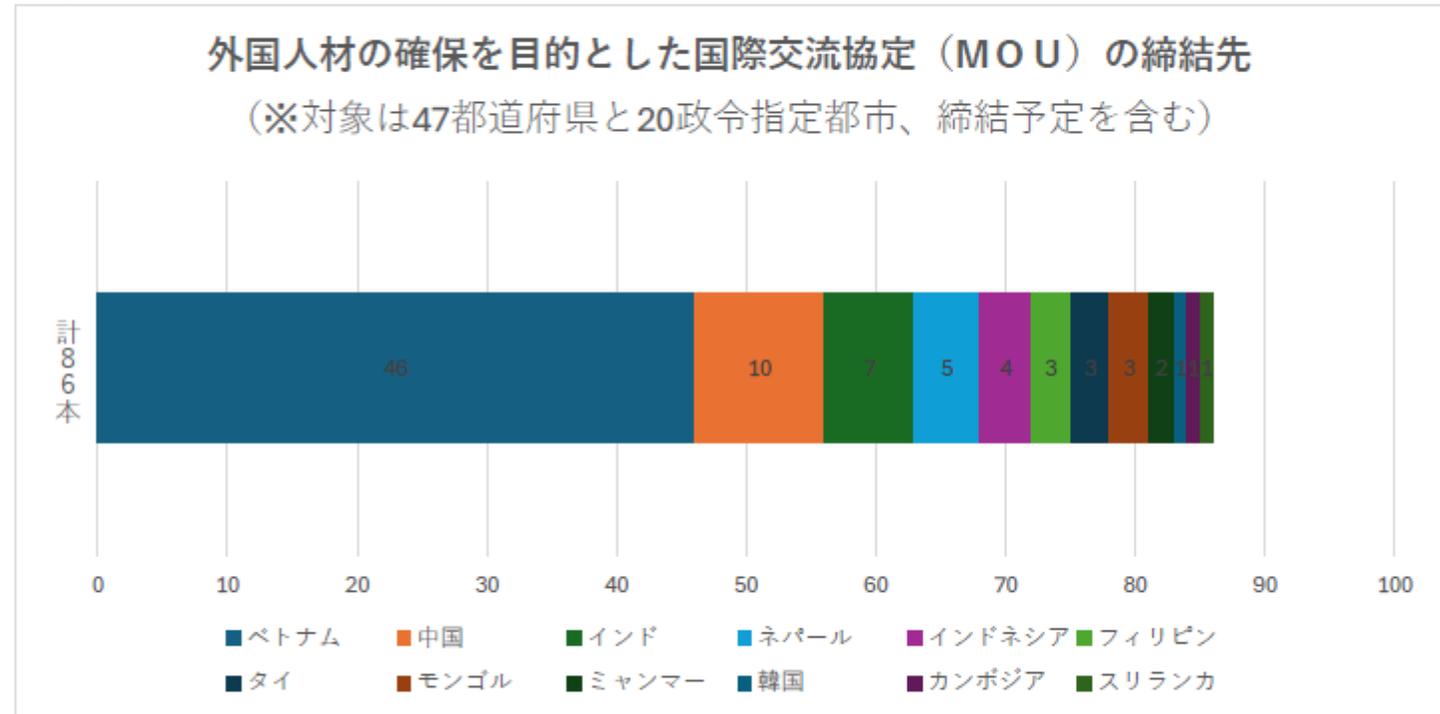
は外国人になる」との推定額を自指して支援策を計画表したが、外国人は急増のペース以上のペースで急増している。社人研の藤川夕・国際関係部長は「MOUの広がりをみて、コロナ後に地方の受け入れ熱が高まってきている」と指摘。社人研は、年5万人の増加だと52年に曲に届くとも計算しており、1割到達は50年までに前倒しになる可能性がある。

一方、アンゲートでは31自治体(46・8%)が外国人の受け入れ規模は「少ない」と答えた。人材の確保の事態を推察する。2面に続く

1 少子高齢化に伴う深刻な労働力不足にあえく地方の「開国」と、外国人材の「争奪」の事態を推察する。

■外国人材の確保を目的とした国際交流協定（MOU）の締結先
 （※対象は47都道府県と20政令指定都市、締結予定を含む）

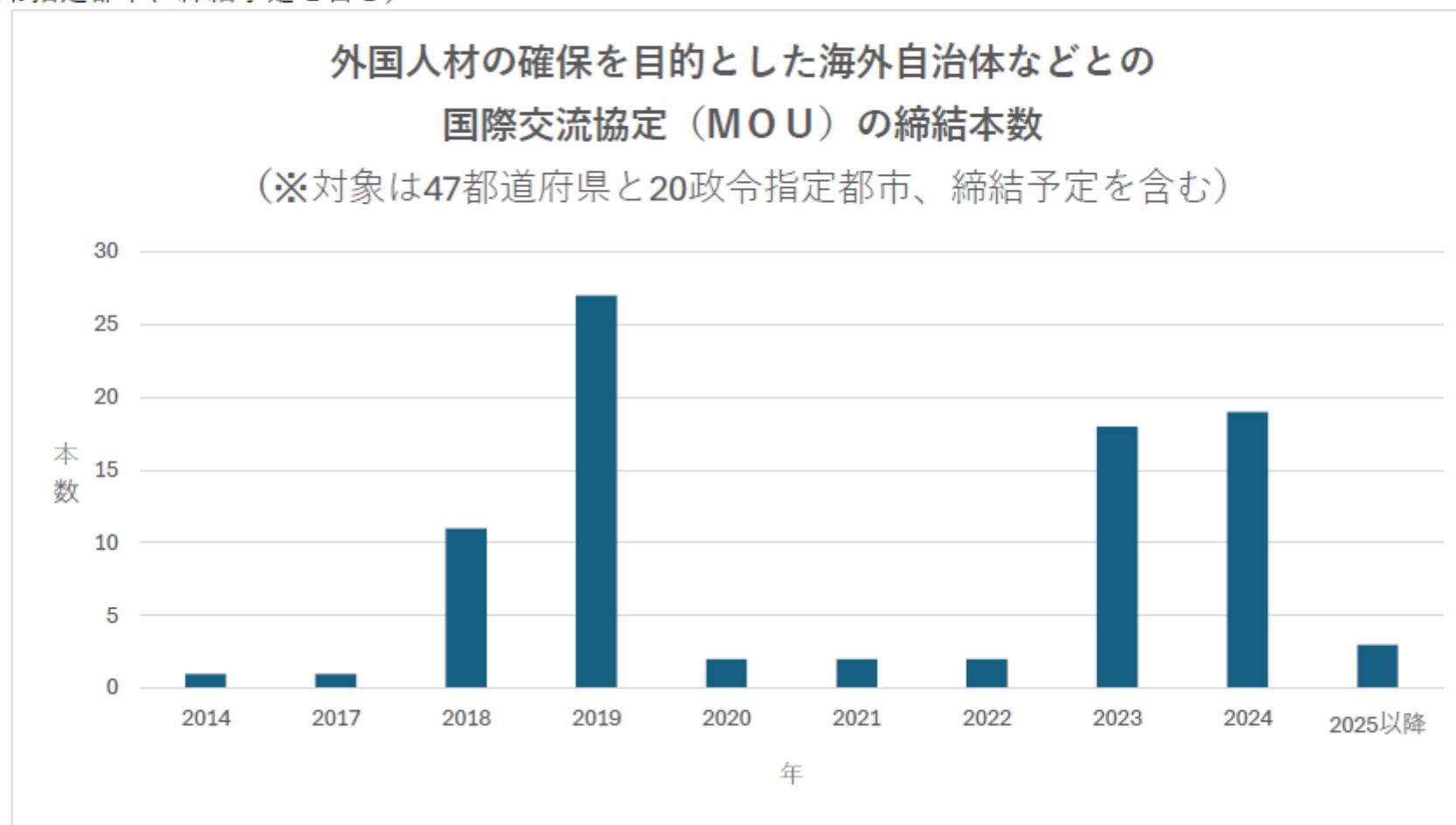
国	本数
ベトナム	46
中国	10
インド	7
ネパール	5
インドネシア	4
フィリピン	3
タイ	3
モンゴル	3
ミャンマー	2
韓国	1
カンボジア	1
スリランカ	1
計12カ国	計86本



■外国人材の確保を目的とした海外自治体などとの国際交流協定（MOU）の締結本数

（※対象は47都道府県と20政令指定都市、締結予定を含む）

年	本数
2014	1
2017	1
2018	11
2019	27
2020	2
2021	2
2022	2
2023	18
2024	19
2025以降	3
	計86本



技人国の 抱える問題とは？

【現状】

- 「技術・人文知識・国際業務」で在留する者のうち、一定数の者が労働者派遣によって就労しており、その数は増加していると考えられる。
注1：令和6年末時点で「技術・人文知識・国際業務」をもって在留する外国人（418,706人）のうち、最新の申請書上に派遣先等機関の記載があったものは約4万3千人（概数）。
注2：認定証明書・在留許可処分となった「技術・人文知識・国際業務」に係る申請のうち、派遣先等機関の申告がある申請は、令和4年から6年にかけて増加。
- 労働者派遣によって就労する者は、「翻訳・通訳」、「生産管理（機械器具分野）」、「管理業務（総務・人事・労務など）」や「情報処理・通信技術」といった職種に従事している。

【課題】

- 労働者派遣によって就労する者のうち、在留申請時に申告のあった「技術・人文知識・国際業務」の活動内容に該当しない就労活動（専門的な技術や知識を要しない現場業務等）に従事していることが判明した事案が複数発生している。

（パターン1）

所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることを許容する旨説明し斡旋することで、**派遣先の悪意なく**、対象者が現場業務等に従事している場合

（パターン2）

所属機関である派遣会社（派遣元）が、派遣先に対して、在留資格に該当しない活動に従事させることは許容されない旨説明し斡旋したが、**派遣先が故意に**、対象者を現場業務に従事させている場合

（パターン3）

所属機関である派遣会社（派遣元）及び派遣先が、在留資格に該当する活動内容や外国人労働者における就労制限等について認識した上で、**双方が故意に**、対象者を現場業務に従事させている場合



いずれも「**不法就労助長罪（入管法第73条の2第1項）**」等に該当するおそれのある事案であり所要の対策を講じる必要がある。

（参考）不法就労助長罪

第七十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者
- 二 外国人に不法就労活動をさせるためにこれを自己の支配下に置いた者
- 三 業として、外国人に不法就労活動をさせる行為又は前号の行為に関しあつせんした者

外国人雇用契約書 派遣会社が偽造か 入管窓口業務受託の企業

外国人専門の中堅の人材派遣会社フリースタイル（FS、本社・金沢市）とグループ会社が、外国人の入国手続きで虚偽の雇用契約書を提出していた疑いがあることが朝日新聞の取材で分かった。FS社は、出入国在留管理庁（入管庁）の名古屋出入国在留管理局（名古屋市）から公的な窓口業務などを受託している。名古屋入管が事実関係を調査している。

▼31面IIサインや派遣先FS社元社員らの証言や入手した資料によると、技術者や通訳として働く外国人向けの在留資格「技術・人文知識・国際業務」を得やすくするため、虚偽の雇用契約書を作成していたという。

この資格を得るには、雇用契約書などを入管に提出し、在留資格認定証明書が交付される必要がある。その際、FS社などは「本人用」と「入管提出用」の2種類の契約書を作成していた。入管向けの複数の契約書の本人署名欄に、社員ら

別人が代筆していた疑いがある。実際と異なる雇用契約期間や、未定の派遣先企業が記載されていた契約書もあるという。

FS社の元幹部は、虚偽申請が繰り返された背景として「外国人をできるだけ早く入国させて囲い込み、派遣収入を増やそうとしていた」。グループの元社員は「役員の指示で署名を代筆していた」「不正は数年前からで、全部で百数十件あった」などと証言する。

派遣先が確定していないのを知らずに入国し、長期間の職探しを余儀なくされた外国人もいた。

入管庁は、虚偽記載が疑われる手続きで入国した外国人から事情を聞いた模様だ。

FS社の金剛忍代表取締役は、取材に「対応できない」などと回答した。

名古屋入管は「一法人の情報であり、法人の権利、利益を害する恐れがあるのと、答えは差し控える」としている。

（織田一、板橋洋佳）

技人国のこれから

事件・事故

●賃金不払いの疑い 豊田労働基準監督署は8日、人材派遣会社「ネクセル」（豊田市）を労働基準法違反（賃金不払い）の疑いで名古屋地検岡崎支部に書類送検したと発表した。同社の代表取締役の男（35）も同署に同容疑で逮捕、送検されたことが3日、発表されている。同署は男の認否を明らかにしていない。

同署によると、逮捕容疑は同社の派遣労働者38人に対し、昨年9～10月の定期賃金計約1668万円を所定日までには支払わなかったというもの。この38人を含む159人の労働者に対し、昨年9～12月の賃金、計約7800万円を支払っていないとみられるという。

38人は日本国籍の1人を除きベトナム国籍。同社は昨年12月末から事実上閉鎖し、活動していないという。

© 朝日新聞社 無断複製転載を禁じます。
すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

【問題意識】

- 現状、「技術・人文知識・国際業務」の不適切な労働者派遣の**実態を把握できる仕組みが十分に整っていない。**
※ 雇用状況届出でも派遣先を把握できず、入管庁でも個々人の活動先を十分に把握できていない。



【対策案①】 戦略的な実態調査の実施（運用面でのアプローチ）

- 「技術・人文知識・国際業務」の労働者派遣事案の多い地域や職種を中心に実態を把握するため、重点的な体制整備を含め、**戦略的に実態調査を実施。**

【対策案②】 事業者等に対する啓発活動（広報面でのアプローチ）

- 「技術・人文知識・国際業務」ガイドライン上で労働者派遣事案に係る不許可事例等を盛り込み、**周知**を実施。
- 「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」等において、労働者派遣事案の**注意喚起**を実施。

【対策案③】 所属機関届出による派遣労働時期の把握体制の整備（法令面でのアプローチ）

- 「技術・人文知識・国際業務」等の中長期在留者は、所属機関との契約終了等の事項を所定の期間内に入管庁長官に届け出なければなら
ないところ、**届出事項に派遣先の事業所や派遣の開始・終了等の事項を加えることで、派遣先における活動の実態を的確に把握できるよう**
にすることを検討。

ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格について

ホテル、旅館等の宿泊施設での業務については、「特定技能（宿泊分野）」の在留資格を有する外国人が従事することができます。

なお、フロント業務等、学術的な専門性を要する業務であれば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人が従事することが認められます。

一般的にそれぞれの在留資格で従事可能な業務内容は以下のとおりです。

	フロント業務 チェックイン/アウト、 周辺の観光地情報の 案内、ホテル発着ツ アーの手配 等	企画・広報業務 キャンペーン・特別 プランの立案、館内 案内チラシの作成、 HP、SNS等による 情報発信 等	接客業務 旅館やホテル内での案 内、宿泊客からの問い 合わせ対応 等	レストランサービス 業務 注文への対応やサー ビス（配膳・片付 け）、料理の下ごし らえ・盛りつけ等の 業務 等	旅館やホテル内における 販売、備品の点検・交換 等
技術・人文知識・ 国際業務（注）	○	○	×	×	×
特定技能 1 号 （宿泊分野）	○	○	○	○	○ ※関連業務として従事可

（注）通訳として宿泊客に対応する場合のほか、採用当初の実務研修期間に研修の一環として「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事することや、フロント業務に従事している最中に急遽、宿泊客の荷物の運搬等を行わざるを得なくなった場合など一時的に「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務を行うことは、入管法上許容されます。

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）（抄）別表第一の二

在留資格	行うことができる活動
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う <u>理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動</u> （一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）
特定技能（1号）	法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。）に基づいて行う <u>特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動</u>

多文化共生・共創社会への基本姿勢

国際的背景

不法就労・滞在問題による社会的緊張 (アメリカ・スウェーデン など)

国内の動き

川口市視察等を経て

自民党「違法外国人ゼロ」の公約を発表

法務省「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」

群馬県の現状

外国人県民は地域経済や活力をともに創る「仲間」

→ 一方、不法就労者が増加傾向

群馬県が目指す姿

ルールを守る 外国人県民に住みやすい群馬県

ルールを守らない 外国人県民をなくす社会

国家戦略特区申請内容 全国措置へ

背景



外国人県民が生活する上で
必要な情報が届いていない



自治体には外国人県民の
雇用情報がない

▶ 地域から孤立し **不法就労・滞在につながるおそれ**

群馬県提案

国の外国人労働者の雇用情報を自治体へ提供



伊東良孝担当大臣訪問

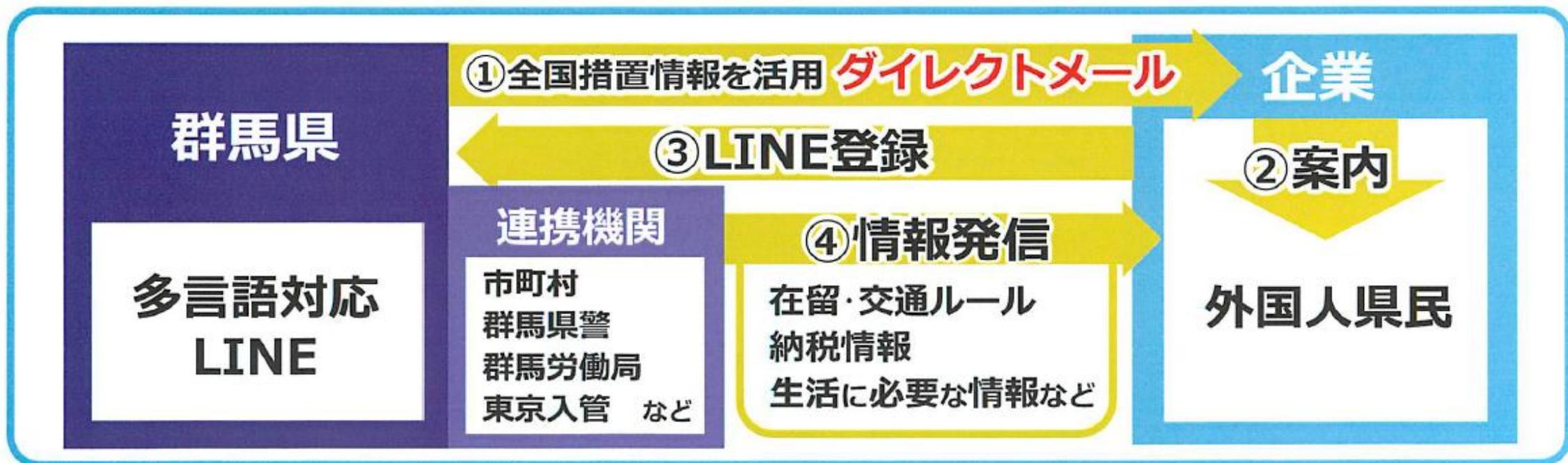
提案の
全国措置決定!

外国人県民向け情報発信 実証事業

全国初

国から提供された情報を活用し
実証事業を実施

前橋・伊勢崎・太田・館林市 協力



ねらい



企業の登録により
不法就労抑止



情報提供により
孤立化防止・救済